

船橋市登園許可証明書

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いいたします。

船橋市では、健康保育研究協議会において園児の健康回復、感染拡大の防止の観点から協議し、一部見直しを行い改訂いたしました。

園名 保育園 園児氏名

該当疾患に○	疾患名	登園停止期間の基準 * 以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが、かさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱 （プール熱・アデノウイルス感染症）	主な症状が消失した後2日経過するまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において、感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 （O157など）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬服薬後24～48時間経過し、発熱、発疹等の症状が回復するまで
	伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹（ひしん）が乾燥していること。医師の指示に従う

上記の疾患で 令和 年 月 日 から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので、令和 年 月 日より登園をしてよいことを証明します。

* 保育園生活での注意事項

()

証明日：令和 年 月 日 医療機関名

医 師 名 印